

高島市朽木野尻地区
「滋賀県流域治水の推進に関する条例案」
説明会

平成25年11月9日

滋賀県流域政策局

県内の洪水被害状況



昭和34(1959年)伊勢湾台風 近江八幡市水茎町



H25台風18号大津市堂家屋水没(NHKニュース)



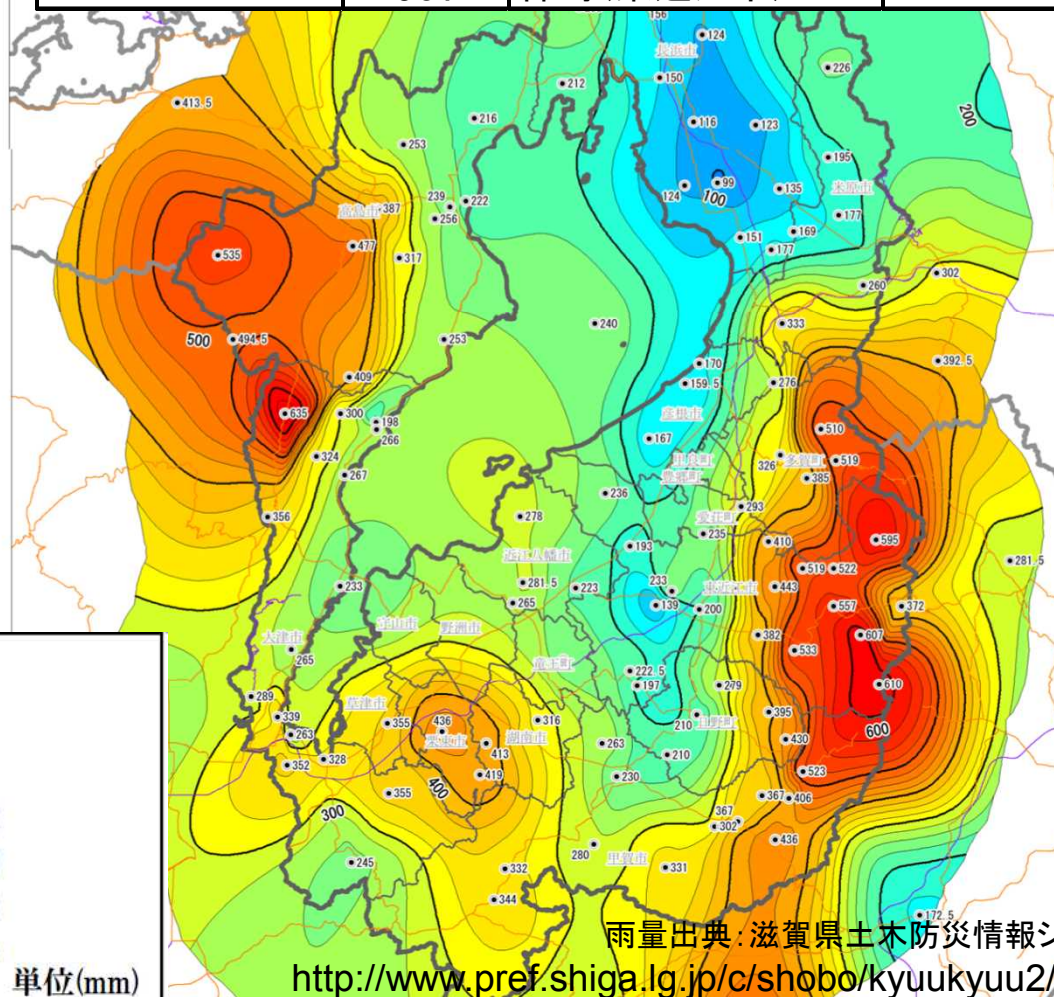
H25台風18号甲賀市信楽町長野(県道信楽上野線)



H25台風18号高島市鴨川破堤氾濫

台風18号による総雨量(平成25年9月15日00:00～9月16日24:00)

最大時間雨量 (mm/h)	78	神崎(東近江市)	9/15 23:20～00:20
	77	御在所(東近江市)	9/15 23:20～00:20
	67	葛川(大津市)	9/16 04:20～05:20
最大累計雨量 (mm)	635	葛川(大津市)	
	610	御在所(東近江市)	
	607	神崎(東近江市)	



本県治水の現状と課題
●台風18号により「特別警報」発令

●県内で甚大な洪水被害が発生

●将来、温暖化など気候変動により今回を上回る水害の発生が懸念

●水害から命を守る取組が喫緊の課題

凡例

雨量



単位(mm)

雨量出典: 滋賀県土木防災情報システム, 気象庁

<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shobo/kyuukyuu2/files/souuryo.pdf>

滋賀県が進める「流域治水」

～地域性を考慮した総合的な治水対策の展開～

目的

- ① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先)
- ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける

手段

- 川の中の対策(堤外地対策)だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(堤内地での対策)を総合的に実施する。

河道内で洪水を安全に流下させる対策
(これまでの対策)

ながす

河道掘削、堤防整備、
治水ダム建設など



流域貯留対策
(河川への流入量を減らす)

ためる

調整池、森林土壌、水田、ため池
グラウンドでの雨水貯留など

氾濫原減災対策
(氾濫流を制御・誘導する)

とどめる

輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、
土地利用規制、耐水化建築など

地域防災力向上対策

そなえる

水害履歴の調査・公表、防災教育
防災訓練、防災情報の発信など

滋賀の流域治水政策の概念図

洪水をできるだけ川の外へあふれさせないよう川を整備

水田・森林での雨水貯留や川から水があふれた場合でも氾濫原対策により人命被害の回避・財産被害の軽減

川の中の対策

川の外対策

**地先の安全度を基礎情報に
各種取組の推進**

樹木伐採等維持管理
(ながす)

破堤を極力回避
(ながす)

河川改修
(ながす)

堤防強化

河川改修 (1級河川)

水害防備林

盛土

水田

霞堤
二線堤

貯水タンク

避難計画策定など地域防災力の向上
(そなえる)

安全な住宅建築の誘導
(とどめる)

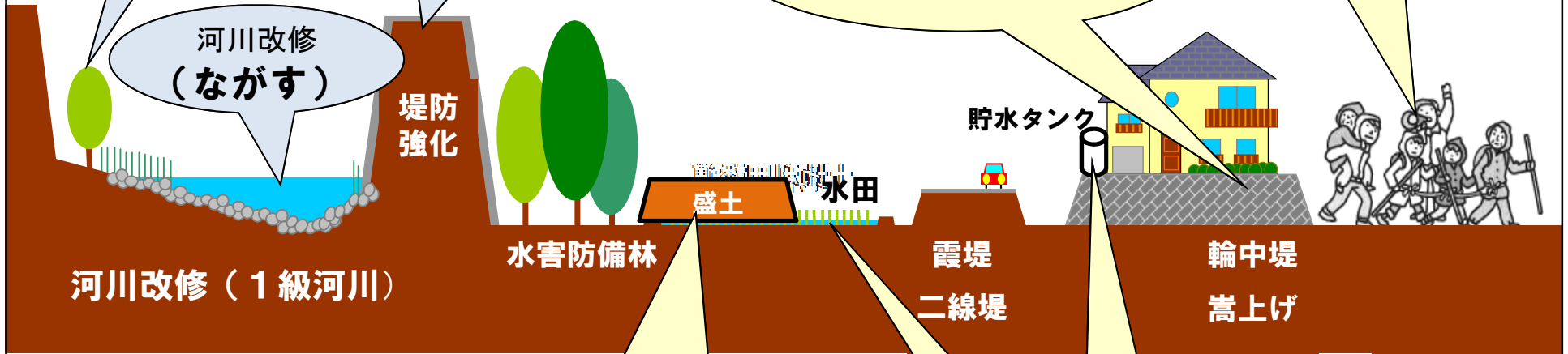
安全な土地利用への誘導
(とどめる)

雨水の貯留
(ためる)

輪中堤
嵩上げ

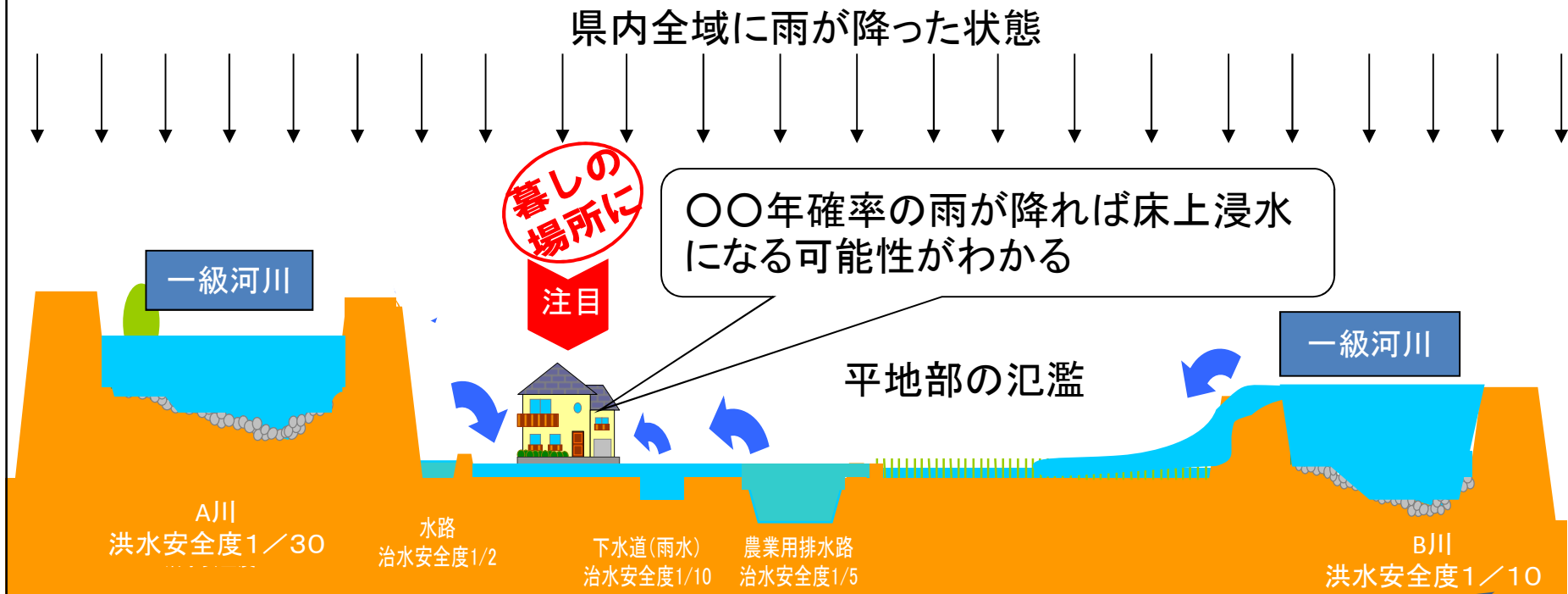
河川管理 (川の中の対策)

氾濫原の管理 (川の外対策)



地先の安全度とは

一級河川だけでなく身近な水路からの氾濫なども想定した浸水情報であり、人々が暮らす住宅地などの各地点の浸水深などを表示したもの



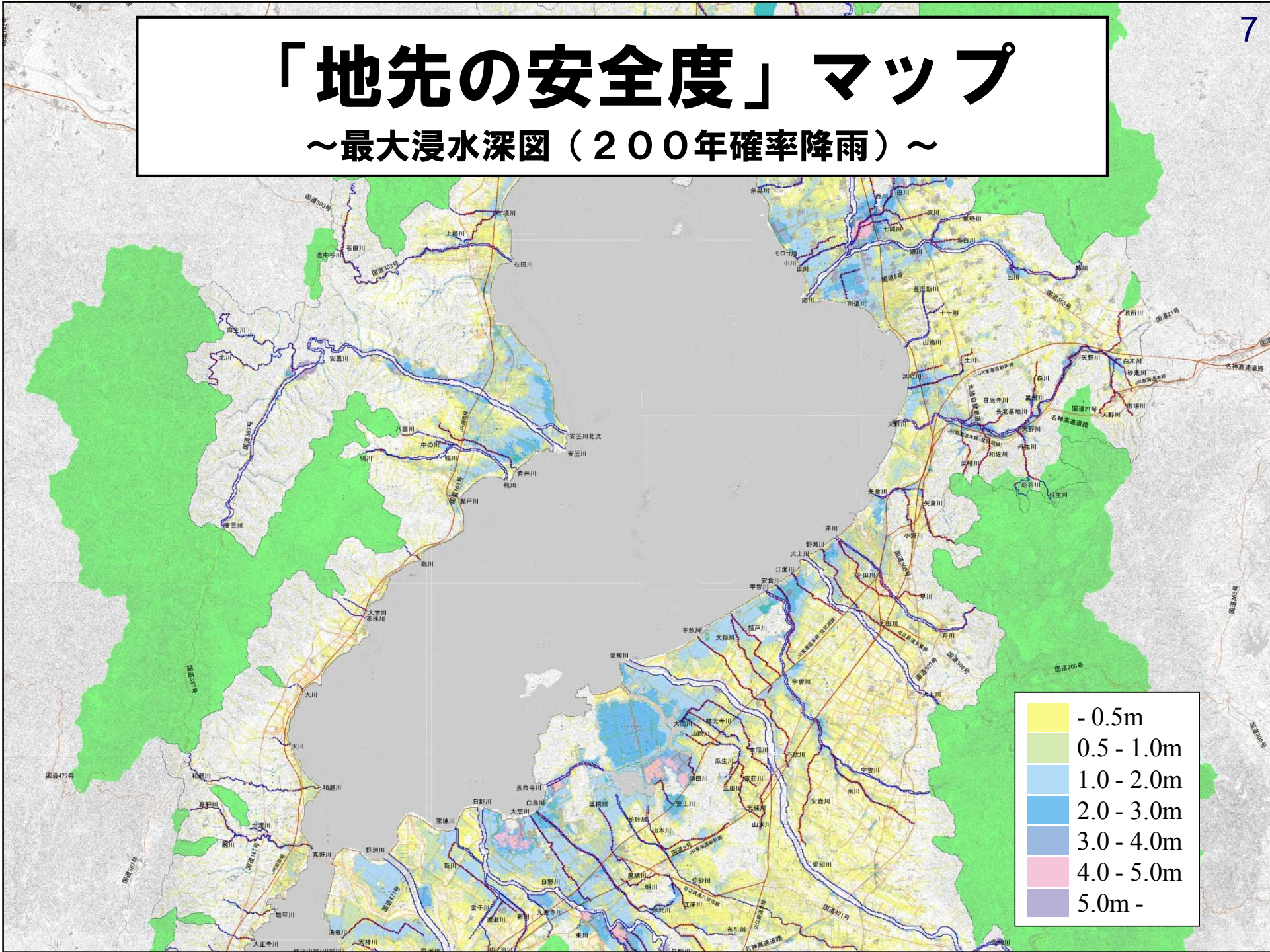
100年確率降雨とは
100年に1回程度降る
確率の雨のこと

10年確率降雨に対応

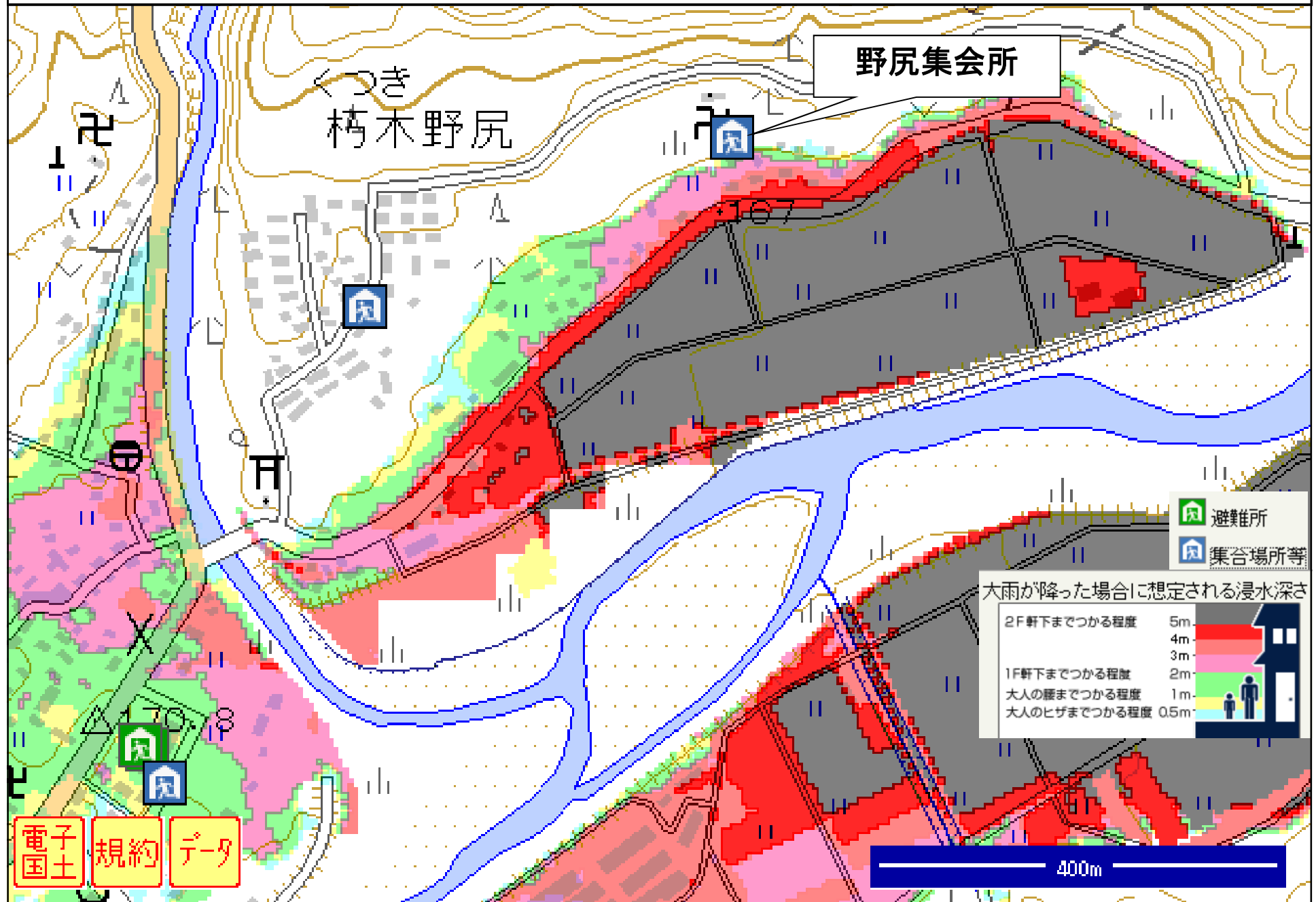
技術論: 100年確率などの雨を降らせた氾濫シミュレーション結果
(浸水深や流速などを算定して図に表示)

「地先の安全度」マップ

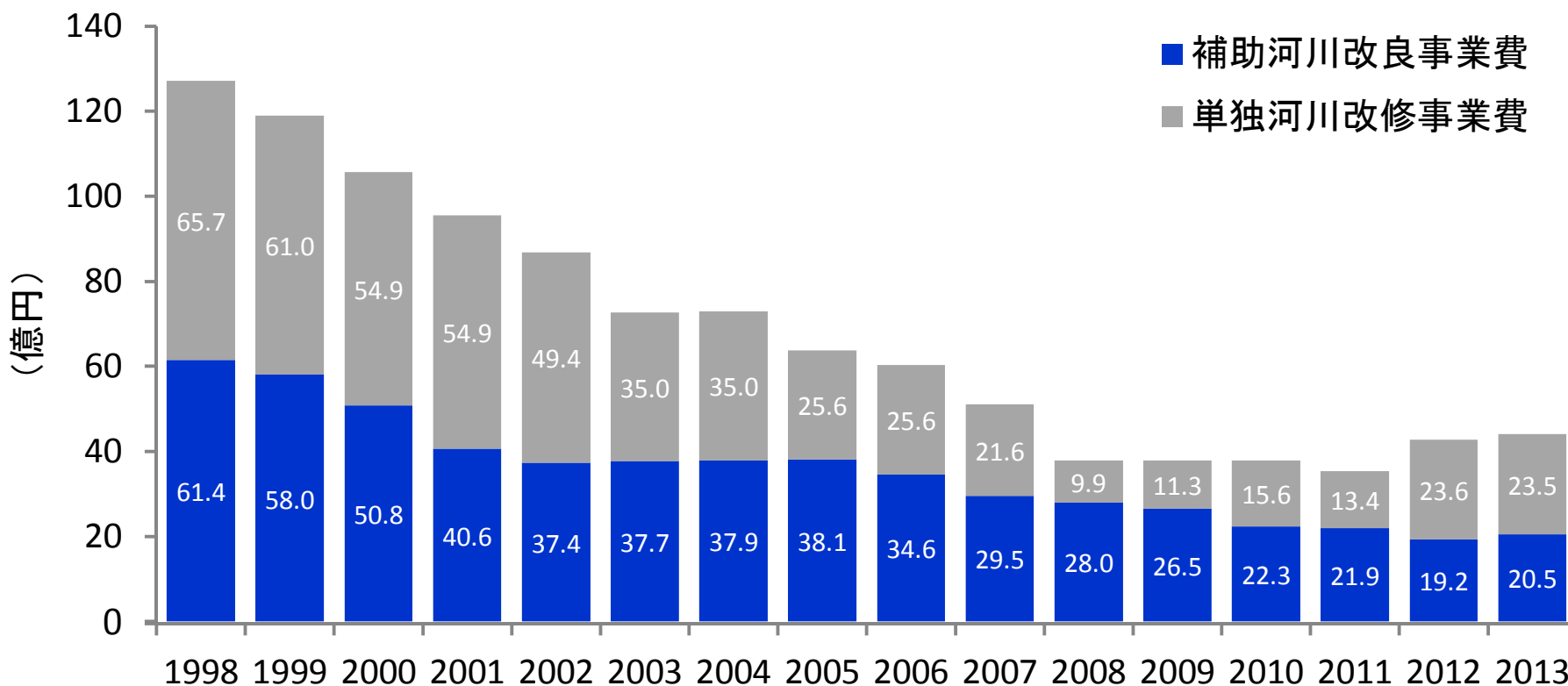
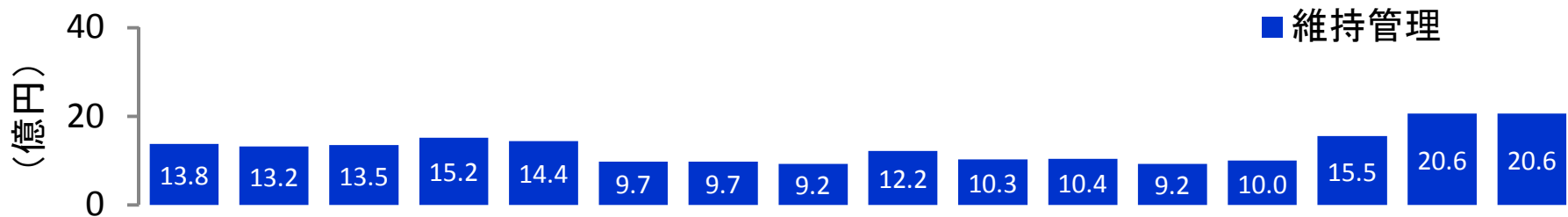
～最大浸水深図（200年確率降雨）～



朽木野尻地区 地先の安全度マップ(200年確率降雨による浸水深)



■ 維持管理費の推移(当初予算額)(上段)、河川改修事業費の推移(当初予算額)(下段)



河川における氾濫防止対策(第9条要約)

- ①河道の拡幅等を計画的・効果的に推進
- ②流下能力を維持するための河川内樹木の伐採等
- ③当面河道拡幅等が困難な区間における堤防の強化

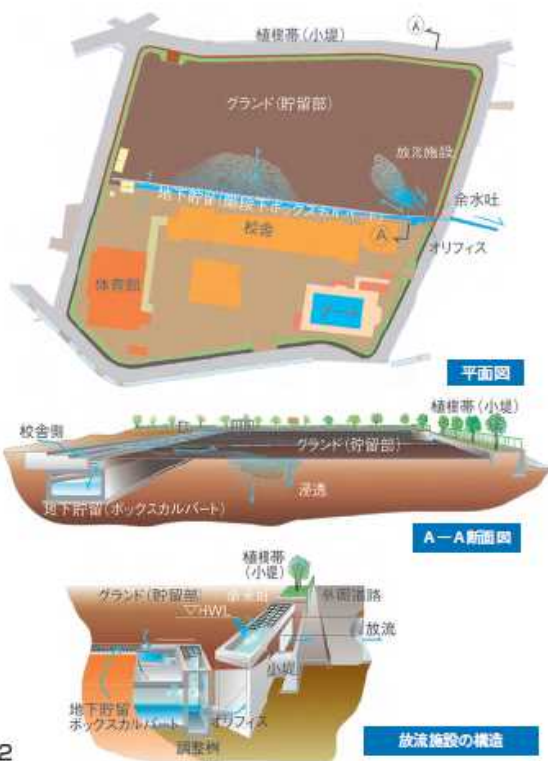
雨水貯留浸透対策を進めます

◇雨水貯留対策

公園、学校、市役所、体育館等の公共・公益施設用地に貯留するケースで、貯留箇所を低く掘り下げて水を溜める掘込み式、貯留箇所の周囲に堤防をつくって水を溜める築堤式、地下にコンクリート等の貯水槽を設置して水を溜める地下式、建物を高床にして、その下に水を溜めるピロティ式等の方法があります。



□ グランドに周囲堤を設けた窪地貯留と地下貯留槽の併用：富士市立岩松北小学校（静岡県富士市）



(出典：東近江市HP 住宅用雨水貯留施設設置奨励金制度) →



◇地下浸透対策

□ 庁舎前広場に透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ等を配置：向日市役所（京都府向日市）

向日市では、市役所の敷地に透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチなどを設置し、市役所からの流出量ゼロを目標にしています。また、市民の目にふれやすい場所に施設を設置することで、雨水貯留浸透事業の必要性や有効性をアピールし、その普及促進効果もねらっています。



(出典：(社)雨水貯留浸透技術協会「雨水貯留浸透施設の設置に対する支援措置のご紹介」)

安全な住まい方とは地域特性や水害リスクに応じて、「住まいの安全度を高めること」と「避難体制を準備しておくこと」の両方を講じることです。



○2階建て家屋は
避難空間を確保

× 平屋家屋は軒下まで水没
× 逃げ遅れた場合、命にかかわる

昭和34(1959年)伊勢湾台風
滋賀県近江八幡市水荃町

とどめる

条例制定～区域指定～安全な住まい方を確保するための取組

水害に強い地域づくり協議会における関係住民の皆さんとの十分な議論を経てから「水害に強い地域づくり計画」を作り、合意形成を図った上で区域指定を行い、その後、安全な住まい方の確保に向けた具体的取組を進めていただきます。

条例制定



水害に強い地域づくり協議会

地先の安全度マップをふまえ、嵩上げか避難場所整備かの避難方法、安全な避難経路、避難のタイミングなど、地域の特性を踏まえた避難・警戒体制等の検討し「水害に強い地域づくり計画」策定



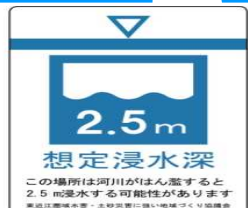
浸水危険区域指定

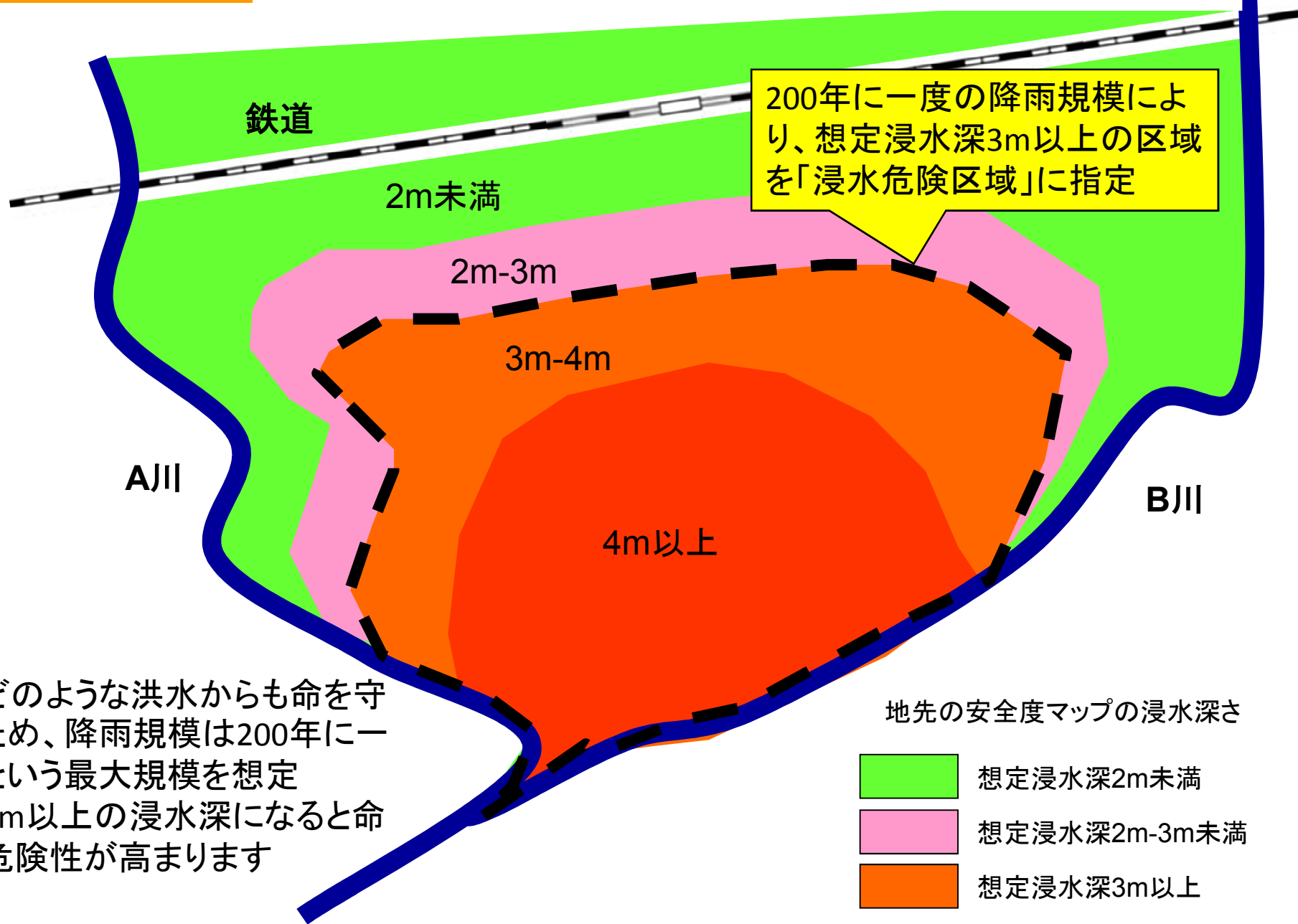
建築規制(安全な住まい方への誘導)

嵩上げ対策

県が支援します

避難場所整備等





○どのような洪水からも命を守るため、降雨規模は200年に一度という最大規模を想定

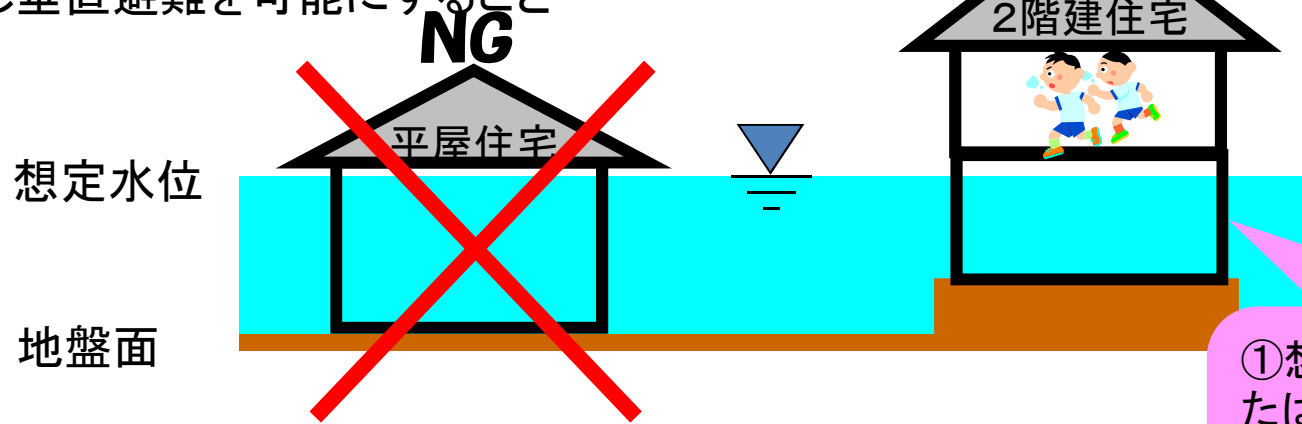
○3m以上の浸水深になると命の危険性が高まります

とどめる

建築規制(安全な住まい方への誘導)とは

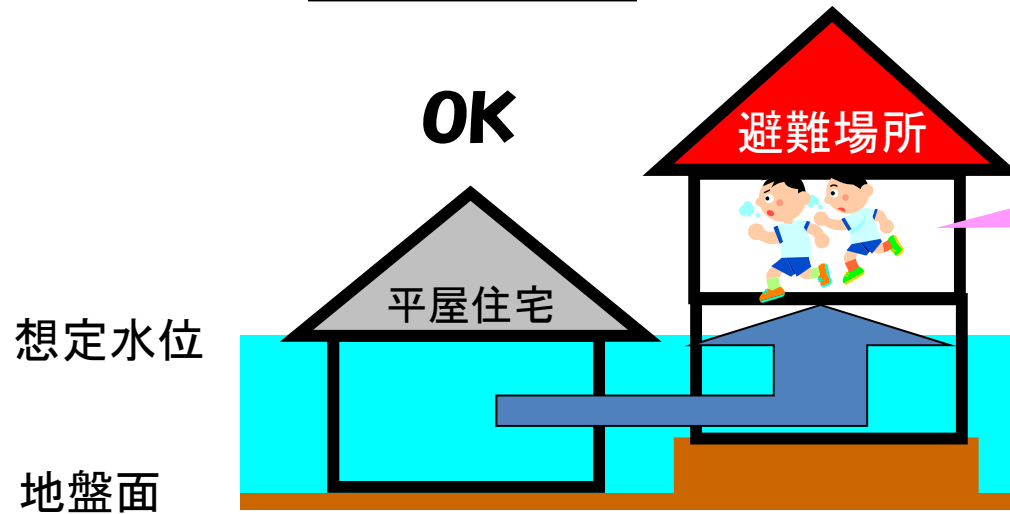
15

A. 住宅の嵩上げにより緊急時の避難空間を確保し垂直避難を可能にすること



Point: 浸水危険区域においては、どのような洪水からも命を守るために、AまたはBのいずれかのルールを守っていただきます。
対象建築物: 住宅、社会福祉施設等

B. 住宅の近くに避難場所を確保し水平避難を可能にすること



① 想定水位以上に居室の床面または避難上有効な屋上がある。
② 想定水位以下の構造が耐水性のもの or 想定水位と地盤面の差が3m未満

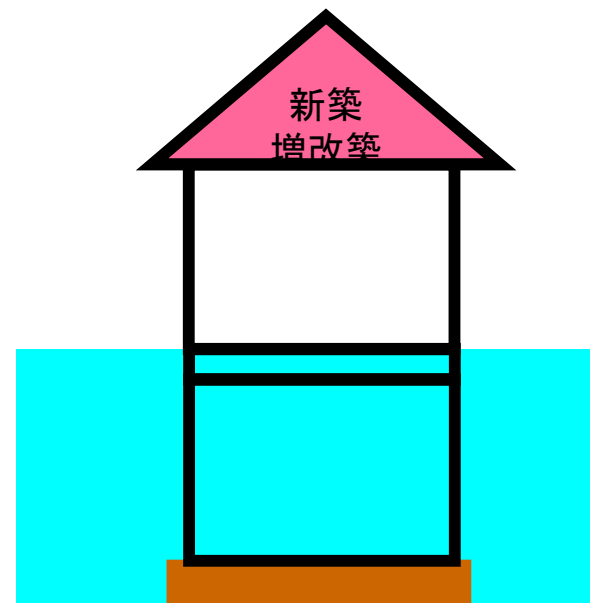
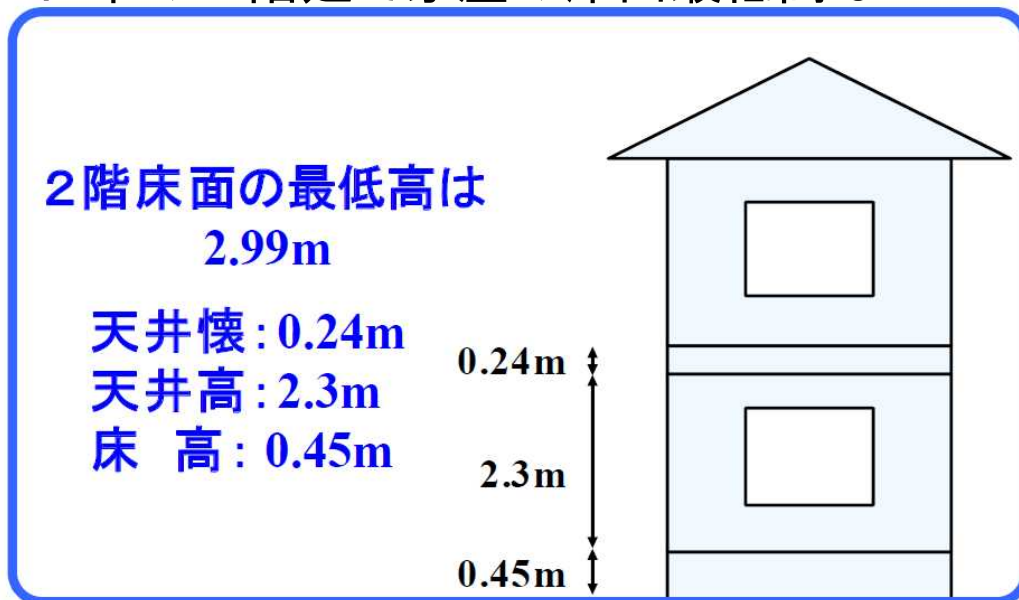
③ 浸水が生じた場合に確実に避難できる要件(広さ、距離、経路、管理状況等)を満たす避難場所が付近にあること

★ 建築規制とは知事が①～③の内容を確認する制度です。

どれだけ嵩上げする必要があるの？

(=2階の床面を想定水位より高くする)

日本の二階建て家屋の床面最低高は2.99m



- ① 1階床高は建築基準法により0.45m以上
- ② 1階天井高は9割以上が2.3m以上
- ③ 天井懐は、低く設計しても0.24m
- ④ ①～③の合計は2.99m \div 3.0m

[洪水ハザードマップ作成の手引き(改訂版)p13

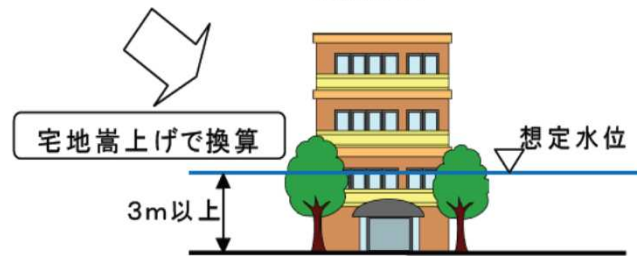
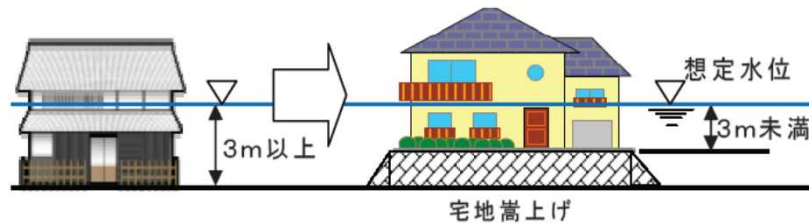
平成25年3月 国土交通省]

想定水位	嵩上げ高
3mの場合	0.02m
4mの場合	1.02m

支援制度

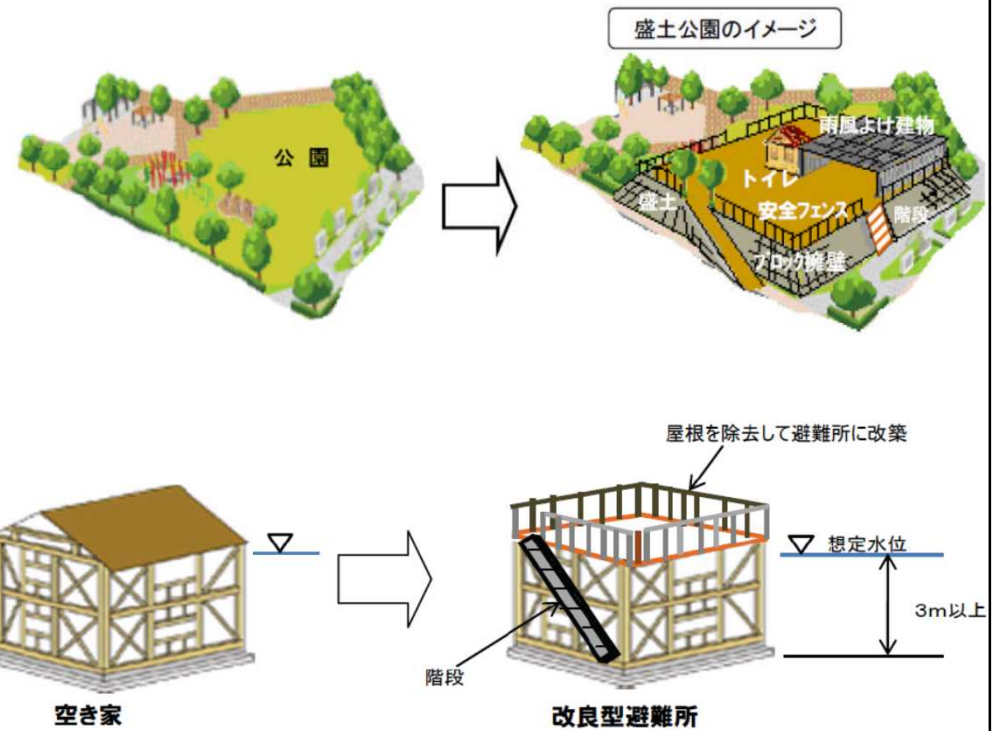
●宅地嵩上げ浸水対策促進事業

「浸水危険区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC、ピロティ等工事の費用を助成



●避難場所整備事業

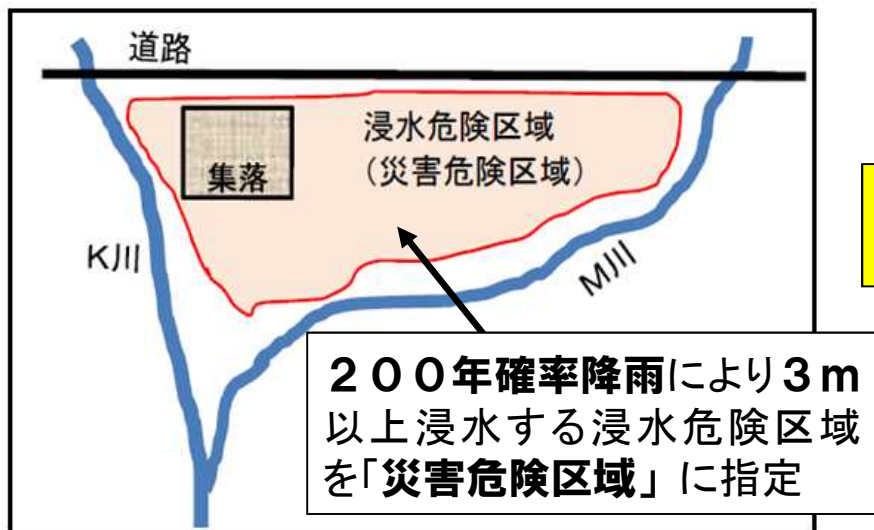
「浸水危険区域」に対して有効な避難場所の新設(改築含む)



とどめる

安全にお住みいただくための施策(まとめ) 18

～建築規制(建築物の嵩上げ、避難場所の整備)～



建築制限の対象

※店舗、工場等は対象外

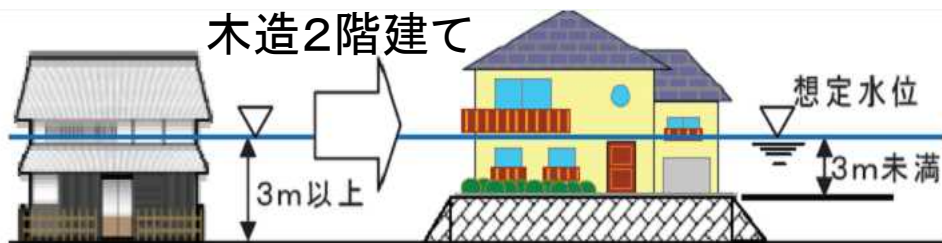
- A. **住宅**
 - B. **社会福祉施設、学校、医療施設**
- の新築、改築(建替え)、増築

建築許可の基準

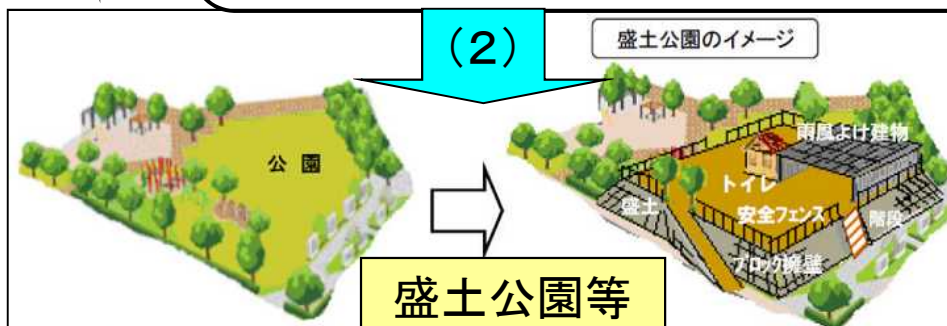
- (1) 想定水位以上に避難空間(二階以上に居住空間や屋上等)があること又は
 - (2) 住宅の近くに安全な避難場所があること
- (社会福祉施設等は除く)

支援制度の提案(一部補助)

- (1) 住宅の建替え、増築時の嵩上げ対策
- (2) 避難場所の新設、改築工事



地盤嵩上げ



盛土公園等

とどめる

建築規制における罰則の適用例

許可を受けずに建築物
を建築・工事に着工した
場合

無許可

虚偽の申請・報告・届
出・答弁をした場合

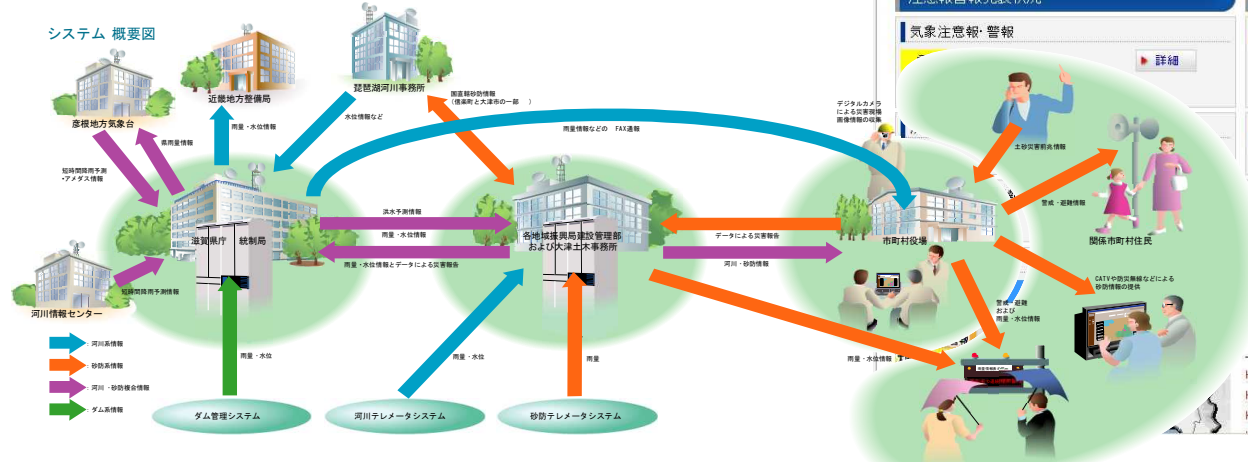


罰則は、水害に強い地域づくり協議会においてみんなで決めたまちづくりのルールを全く無視するなど、悪質な場合のために用意されたものです。

そなえる

一級河川の雨量・水位情報等の提供

■ 滋賀県土木防災情報システム 専用回線を用いて情報収集・FAX配信



■ インターネット(PC・携帯用)、デジタル放送での情報提供



滋賀県土木防災情報システム

- 気象情報
 - ↳ [発表あり]
 - 洪水予報・水位周知
 - ↳ [発表なし]
 - 土砂災害警戒情報
 - ↳ [発表なし]
 - 水防警報
 - ↳ [解除]
- レーダー雨量
 - 雨量観測情報
 - ↳ [基準値超過なし]
 - 水位観測情報
 - ↳ [基準値超過なし]
 - ダム観測情報
 - ↳ [基準値超過なし]



アクセス用
QRコード

携帯電話
画面イメージ

滋賀県 防災ポータル

緊急情報・被害情報

現在、緊急情報はありません。

防災トピック・お知らせ

- ▶ 地域減災しくみづくり検討会の報告書について
- ▶ 個人ホステル等への耐震シェルター等の普及事業の実施について
- ▶ 地震防災対策等 安全・安心な暮らしのための情報番組「らじおネット」放映中!

防災関連情報

- ▶ 滋賀県防災情報マップ
- ▶ 防災情報マップでチェックしよう!
- ▶ 避難所はどこにあるか知っていますか?

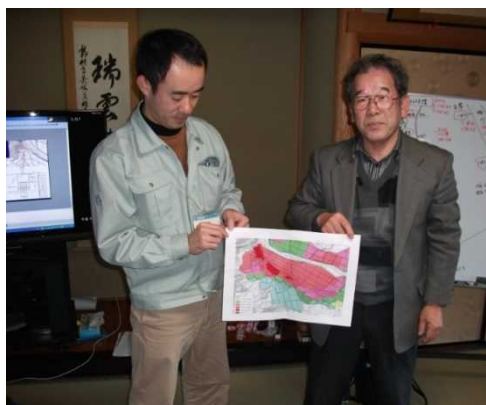
災害時に役立つサイト

- ▶ 防災関係機関情報
- ▶ 県内市町防災担当部署一覧
- ▶ 県内消防本部一覧
- ▶ 京都府の災害・防災情報
- ▶ ライフライン
- ▶ 関西電力
- ▶ 大阪ガス
- ▶ NIT西日本

気象情報

滋賀県

県、市、住民が一体となって何があっても命をまもる取組を検討します。
～米原市村居田地区の取組事例～



まるごとまちごとハザードマップ設置

姉川・出川 簡易量水標の設置

ご不明な点、ご質問等ございましたら
下記までご連絡をお願いします。

(連絡先)

滋賀県流域政策局流域治水政策室

電話番号 077-528-4291

担当 田中、速水